

～宅地防災対策支援事業のお知らせ～

東日本大震災で被災した宅地のかさ上げや擁壁の復旧などを支援します。

【受付期限】 令和3年3月31日(工事が完了し、なおかつ、実績報告書を提出する期限です)

●防災対策工事

・対象者

東日本大震災により半壊以上の判定を受け、住宅再建のために下記工事を実施する所有者

・対象宅地

個人が所有する居住に供する宅地(営利を目的とする貸家、事業所、非住家などの宅地は対象外)

・対象工事・助成内容

(対象経費の2分の1を助成)

- (1) かさ上げ工事(上限20万円)
- (2) かさ上げ工事に伴う擁壁工事(上限100万円)
- (3) 高基礎工事(上限100万円)
- (4) 曳き家または揚げ家工事(上限300万円)

●被災宅地復旧工事(擁壁など)

・対象者

東日本大震災により被災した宅地の所有者、管理者など

・対象宅地

個人が所有する居住に供する建築物がある一団の土地(営利を目的とする貸家、事業所、非住家などの宅地は対象外)

・対象工事・助成内容

(対象経費の2分の1を助成、上限150万円)

のり面の保護工事、擁壁の設置または補強・補修工事など

問 都市計画課総務係 ☎364-2510

飲酒運転は絶対に しない！させない！

宮城県では5月22日を「飲酒運転根絶の日」、毎月22日を「飲酒運転根絶運動の日」に定めています。

飲酒運転による事故は、被害者だけではなく、事故を起こした本人、家族など多くの人に悲しみをもたらします。飲酒運転をしない、させないようにしましょう。

★「酒のみ運転追放3ない運動」を推進しましょう

- 1 運転するときは酒を飲まない
- 2 酒を飲んだら運転しない
- 3 運転者には酒を出さない

★運転者以外の周囲の責任も処罰されます

- 車両提供者は運転者と同じ処罰になります
運転者が酒酔い運転
…5年以下の懲役または100万円以下の罰金
運転者が酒気帯び運転
…3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- 酒類の提供・車両の同乗者の処罰
運転者が酒酔い運転
…3年以下の懲役または50万円以下の罰金
運転者が酒気帯び運転
…2年以下の懲役または30万円以下の罰金

問 市民安全課市民生活係 ☎355-6486

犯罪のない安全安心なまちづくり 防犯カメラの設置条例を制定しました

公共の場所に設置する防犯カメラについては、個人のプライバシーなどに配慮し、適正な運用を図るため届け出が必要になりました。対象となるのは次のとおりです。



【対象となる防犯カメラ】

公共の場所に向けて設置する防犯カメラ
※店舗など民間施設の防犯カメラは対象となりません

【届け出対象者】

市、自治会、町内会、防犯団体、商工会議所、商店街振興組合、事業協同組合など

【届け出するもの】

防犯カメラの設置運用基準など
※詳しくは下記担当係まで、問い合わせください。



かきたん

市では条例の制定に合わせて、市内の安全を守るため、駅などに防犯カメラを設置していきます。

問 市民安全課市民生活係 ☎355-6486